



長野県報

9月9日(月)
令和元年
(2019年)
第37号

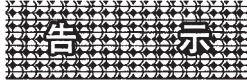
目次

告示

公共測量の実施(2件)(建設政策課)	1
公共測量の終了(建設政策課)	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	2

公告

土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)	2
砂利採取業務主任者試験の実施(河川課)	2
土地改良区役員の就任の届出(農地整備課)	3
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課)	3
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課)	4
特定調達契約に係る落札者の決定(3件)(人材育成課)	4
特定調達契約に係る落札者の決定(鑑識課)	5



長野県告示第177号

国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年9月9日

長野県知事 阿部 守一

建設政策課

1 作業種類

公共測量(航空レーザ測量)

2 作業期間

令和元年6月28日から令和元年12月20日まで

3 作業地域

大町市

建設政策課

長野県告示第178号

松本市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年9月9日

長野県知事 阿部 守一

建設政策課

1 作業種類

公共測量(松本市基本図修正)

地図情報レベル2500数値地形図データ整備

地図情報レベル10000数値地形図データ整備

2 作業期間

令和元年8月26日から令和2年3月27日まで

3 作業地域

松本市

長野県告示第179号

宮田村長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和元年9月9日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 カラーデジタル空中写真(地上画素寸法12cm)

2 作業期間

平成31年4月5日から令和元年7月31日まで

3 作業地域

上伊那郡宮田村

長野県佐久建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年9月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月9日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 254号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡立科町大字山部字極楽坂13番の1地先から 北佐久郡立科町大字宇山字蟹窪525番の1地先まで	旧	4.2~36.0 m	1.9462 km
同 上	新	4.2~36.0	1.9462
		9.0~199.0	1.1498

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年9月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月9日

長野県上田建設事務所長 蓬田 陽

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 144号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市真田町長字湯ノ平2269番の2地先から 上田市真田町長字湯ノ平176番の2地先まで	旧	7.0~7.5 m	0.2877 km
同 上	新	7.0~7.5	0.2877
		10.5~23.2	0.3200

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和元年9月30日まで、

長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月9日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

- 1 路線名 254号
- 2 供用を開始する区間
北佐久郡立科町大字山部字極楽坂13番の1地先から
北佐久郡立科町大字宇山字蟹窪525番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和元年9月21日 正午

道路管理課



公告

令和元年9月4日、安曇野市矢原堰土地改良区の定款変更を認可しました。

令和元年9月9日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

砂利採取業務主任者試験を次のとおり行います。

令和元年9月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 試験日時
令和元年11月8日(金) 午前10時から正午まで
- 2 試験場所
諏訪市上川1-1644-10 長野県諏訪合同庁舎 講堂
- 3 試験科目
筆記により、次の科目について行います。
(1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 4 出題形式
出題数は、法令問題10問(全問必須問題)、技術問題15問(7問の必須問題と、8問から受験者が3問選択して解答する選択問題)とします。
- 5 受験手続
(1) 提出書類
ア 受験願書
イ 写真(手札形(縦8cm×横6cm)とし、受験願書提出前6月以内に撮影した無帽の正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの)
(2) 受験手数料
受験手数料(8,100円)は、長野県収入証紙により(受験願書に貼って、消印はしないでください。)納付してください。
(3) 受付期間